

平成 28 年 12 月 16 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 1 6 日（最終日）

- 日程第 1 議案第59号 南知多町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第63号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第64号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第65号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第66号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第67号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第10 議案第68号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （10名）

1 番 石 黒 正 重

4 番 清 水 英 勝

6 番 山 下 節 子

9 番 松 本 保

11番 榎 本 芳 三

3 番 高 原 典 之

5 番 藤 井 満 久

7 番 吉 原 一 治

10番 鈴 川 和 彦

12番 榎 戸 陵 友

欠席議員 （なし）

欠 員 （2名）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	北 川 眞木夫
総 務 部 長	大 岩 良 三	総 務 課 長	中 川 昌 一
検 査 財 政 課 長	山 下 雅 弘	防 災 安 全 課 長	大 岩 幹 治
税 務 課 長	石 黒 廣 輝	企 画 部 長	鈴 木 良 一
企 画 課 長	田 中 嘉 久	地 域 振 興 課 長	滝 本 恭 史
建 設 経 済 部 長	吉 村 仁 志	建 設 課 長	田 中 吉 郎
産 業 振 興 課 長	川 端 徳 法	水 道 課 長	相 川 徹
厚 生 部 長	柴 田 幸 員	住 民 課 長	鈴 木 正 則
福 祉 課 長	神 谷 和 伸	環 境 課 長	宮 地 廣 二
保 健 介 護 課 長	滝 本 功	教 育 課 長	大 森 宏 隆
教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長	内 田 静 治	社 会 教 育 課 長	森 崇 史
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	宮 本 政 明	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 茂 夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	相 川 博 運	主 査	保 母 公 次
-------------	---------	-----	---------

〔 開議 9 時 3 0 分 〕

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

去る12月6日の本会議におきまして各委員会に付託されました重要案件につきまして、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第59号 南知多町職員の降給に関する条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第1、議案第59号 南知多町職員の降給に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第59号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る13日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、心身の故障による降格を行う場合の受診命令に従う義務について、職員がこれに従わなかったときに罰則などはあるのか。答弁としまして、心身の故障による降格を行う場合は、医師2名の診断を必要としていますが、職員が受診命令に従わなかったことにより、直ちに不利益を受ける規定は設けていません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

6 番、山下節子君。

○6 番(山下節子君)

議案第59号 南知多町職員の降給に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本条例案の中には、職務遂行能力という客観性の乏しい基準による職員の意に反する降格を制度化し、人事管理者の権能を強化しようとするものがあります。

処分は、職員にとって重大な処遇上、身分上の不利益をこうむることもあり、それゆえに任命権者の処分についての裁量が恣意に流れることのないように配慮しなければいけません。意に反して処分を行うことについては、少なくともその基準について処分の公正性を確保するため、客観的事由が明示されていることや、事前の事情聴取を含む民主的手続を構築することが不可欠です。

こうした明快な規定が示されない中では、本条例案に反対するものです。

○議長(松本 保君)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(松本 保君)

日程第2、議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関

する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第60号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、議員の期末手当の支給割合を引き上げた場合の影響額は幾らか。答弁としまして、議員10名の影響額は総額30万3,000円です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

影響額としては、議長4万1,400円、副議長3万1,440円、委員長2万9,520円、議員2万8,440円、それぞれ増加となります。

28年度予算でもわかるように、本町を取り巻く財政環境は非常に厳しいものとなっています。アベノミクスによる景気回復は、一部大企業はともかく、その効果は見られません。

消費税引き上げによる社会保障の拡充と再構築はまだ手つかずであり、町民の政治へ

の不信感が高まるばかりです。住民の暮らしは一向によくならない。これから先の景気回復はどう見込めるのか、マイナス金利の影響はどうあらわれるのか、不安要素が高くなるばかりです。今回の増額はわずかな額ではないかという意見もありますが、町民の多くはわずかな増額すら得られていません。

消費税の増税すら先延ばしが議論されています。国、人事院はアベノミクスの成功を演出するために、企業や自治体の給与を増額させようとしているにすぎません。町民が少しでも景気回復を実感できるようになってからにするべきと考え、本案への反対討論といたします。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第3 議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について**

○議長（松本 保君）

日程第3、議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第61号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、特別職の期末手当の支給割合を引き上げた場合の影響額は幾らか。

答弁としまして、特別職3名の影響額は総額23万1,000円です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

6 番、山下節子君。

○6 番（山下節子君）

議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論を、反対の立場で討論いたします。

影響額については、町長は9万2,520円、副町長7万2,360円、教育長6万6,360円です。

この議案は、人事院勧告に伴い、町長、副町長、教育長の期末手当を上げるというものです。アベノミクスの失敗と、さらなる消費税の増額を控えて、暮らしが一層苦しくなる中で、町民の代表である三役の方々の引き上げは町民の理解を得られないと考えます。

これは即刻中止すべきではないかと申し上げて、反対討論といたします。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

○議長（松本 保君）

日程第4、議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第62号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について
御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例について

○議長（松本 保君）

日程第5、議案第63号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第63号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護時間の時間について、1日につき2時間以内で勤務しないことという内容について、わかりやすく説明してほしい。答弁としまして、介護時間は1日当たり始業または終業に連続する2時間の範囲内となっていますが、30分や1時間の単位で始業時及び終業時に分けて取得することも可能です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 64 号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第 6、議案第 64 号 南知多町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第 64 号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、法人町民税、法人税割の税率の引き下げに伴う影響額はどの程度か。答弁としまして、平成 28 年度 9 月末現在での本年度の課税状況から仮に算定しますと、1,427 万 1,000 円となる見込みです。

次の質疑としまして、軽自動車税の環境性能割や種別割はどのように課税されるのか。答弁としまして、軽自動車税の環境性能割は、自動車取得税の廃止に伴い創設されるもので、課税標準を軽自動車の取得価格とし、税率は燃費基準値達成度などに応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の 4 段階を基準とします。また、種別割においては 28 年度分より新税率により課税が行われ、経年車重課及びグリーン化特例も開始されるなど環境に配慮した課税となり、標準税率の引き上げの適用もなされています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

異議がありました。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(松本 保君)

日程第7、議案第65号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長(藤井満久君)

ただいま上程されました議案第65号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

これより議案第65号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第66号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第3号）

○議長（松本 保君）

日程第8、議案第66号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第66号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

福祉課関係について。

質疑としまして、13節臨時福祉給付金給付システム改修委託料及び19節の臨時福祉給付金の内容は何か。答弁としまして、臨時福祉給付金給付システム改修委託料は、今回の給付金を支給するために既存のシステムを改修する委託料です。また、臨時福祉給付金は対象者1人当たり1万5,000円を支給する給付金です。

次の質疑としまして、臨時福祉給付金給付事業が平成28年度内に終了しないのはどのような理由か。答弁としまして、国は平成28年度内の支給開始を基本としているため、本町においても年度内支給に向けて事業に着手していきませんが、事務の準備期間を要することから、平成29年3月から5月を申請受け付け期間として予定しており、年度内の事業終了ができないためであります。

続きまして、環境課関係について。

質疑としまして、知多南部衛生組合負担金の減額の要因は何か。答弁としまして、主な要因は、平成27年度のごみ処理量が減少したことによる繰越金の精算です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

次に、藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第66号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

6 番、山下節子君。

○6 番（山下節子君）

議案第66号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第3号）に対する反対討論を行います。

この予算には、先ほど反対しました議員、また特別職の期末手当の増額が含まれています。内容についてはお話ししましたので、省略させていただきます。

それと、ビラ・マリーンの購入については、今これほど大きな災害があるときには、この地域の要望として大変重要なものであるということで賛成します。しかし、これから先、その経費や維持に係る大きな問題については、町民に大きなしわ寄せが来ないようにしっかりと対策を立てていただきたいと思います。

以上で反対討論といたします。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第66号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本 保君）

日程第9、議案第67号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第67号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、地域包括支援センター職員の1名増はケアマネジャーか。また、その職員は正規職員か臨時職員か。答弁としまして、増員の1名分は正規の事務職員です。平成29年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることに伴い、事業量の増加が見込まれるため、それに対応した人員配置で、保健介護課としては一般会計で負担している高齢者介護係の職員が1名減、介護保険特別会計で負担している地域包括支援センターの職員が1名増の人事異動です。

次の質疑としまして、人件費としては一般会計から介護保険特別会計に変更になったことによって、介護保険特別会計から支出するのか。答弁としまして、異動となった1名分の人件費は、介護保険特別会計から支出することになります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第67号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第10、議案第68号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第68号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月14日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第68号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（松本 保君）

日程第11、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（松本 保君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第4回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 10時05分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員